

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第1条 適用</p> <p>(1) この「<u>シノケンでんき電力供給約款</u>」(以下「本約款」といいます。)は、小売電気事業者が供給する電気の取次ぎを行っている当社との間で電気の需給に関する契約(以下「<u>電力小売供給契約</u>」)を締結するお客さまに対して、小売電気事業者が一般送配電事業者の供給区域内の需要場所に<u>低圧で</u>電気を供給するときの電気料金その他の供給条件等を定めたものです。</p> <p>(2) <u>本約款は、次の地域を除いた日本全国に適用いたします。沖縄県、および離島(離島供給約款の適用地域をいいます。)</u></p> <p>第2条 本約款の変更</p> <p>(1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または<u>電力小売供給契約</u>にかかる手続きおよび運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合には、電気を小売するときの供給条件・電気料金等は、変更後の本約款によります。なお、当社は、本約款を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款および変更の効力発生日を一定期間当社のホームページに掲載し、お知らせします。</p> <p>(2) 本約款の変更<u>等その他の電力小売供給契約の変更</u>にともない、<u>変更の際の供給条件の説明、契約変更前の書面交付</u></p>	<p>第1条 適用</p> <p>当社がお客さまに低圧で電気を供給するときの電気料金その他の供給条件は、このシノケンでんき電力供給約款【低圧】(以下「本約款」といいます。)によります。</p> <p>第2条 本約款の変更</p> <p>(1) 当社は、お客さまの一般の利益に適合する場合のほか、供給方法等の技術的な事項または需給契約にかかる手続きおよび運用上の取扱いについて変更が必要な場合、法令等の制定または改廃により約款変更が必要な場合、その他当社が必要と判断した場合には、本約款を変更することがあります。この場合には、電気を小売するときの供給条件・電気料金等は、変更後の本約款によります。なお、当社は、本約款を変更する場合には、あらかじめ変更後の本約款および変更の効力発生日を一定期間当社のホームページに掲載し、お知らせします。</p> <p>(2) 本約款の変更にともない、(3)に定める場合を除き、供給条件の説明および契約締結前の書面交付および契約締結後の書面交</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>((4)に基づいて情報通信技術を利用する方法により代替する場合を含み、以下「書面交付」について同様とします。)および契約変更後の書面交付を行う場合、当社は以下の方法により行うことができるものとし、お客さまはこれをあらかじめ承諾していただきます。</u></p> <p>① 供給条件の説明および契約変更前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が法令等に基づき適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>② 契約変更後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号のみを記載します。</p> <p>(3) <u>(2)の定めにかかわらず、本約款の変更等その他の電力小売供給契約の変更</u>が、法令等の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電力小売供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを説明すれば足りるものとし、かつ、契約変更前の書面交付および契約変更後の書面交付についてはこれを行わないことについてあらかじめ承諾していただきます。 また、既に締結されている電力小売供給契約の更新(料金ほか契約条件について一切の変更をせずに</p>	<p>付を、以下のとおり行うことについてあらかじめ承諾していただきます。</p> <p>③ 供給条件の説明および契約締結前の書面交付を行う場合は、書面の交付、インターネット上での開示または電子メールの送信その他当社が法令等に基づき適当と判断した方法(以下「当社が適当と判断した方法」といいます。)により行ない、説明および記載を要する事項のうち当該変更をしようとする事項のみを説明し、記載します。</p> <p>④ 契約締結後の書面交付を行う場合には、当社が適当と判断した方法により行い、当社の名称および住所、契約年月日、当該変更をした事項ならびに供給地点特定番号を記載します。</p> <p>(3) 本約款等の変更が、法令等の制定または改廃にともない当然必要とされる形式的な変更その他の電力小売供給契約の実質的な変更を伴わない内容である場合には、供給条件の説明および契約締結前の書面交付については、説明を要する事項のうち当該変更をしようとする事項の概要のみを書面を交付することなく説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。また、既に締結されている約款等および電力小売供給契約の更新(料金ほか契約条件について一切の変更をせずに当該電気小売供給契約の期間の延長のみをする場合)においては、契約更新後の契約期間のみを説明することおよび契約締結後の書面交付をしないことについてあらかじめ承諾していただきます。</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>当該電気小売供給契約の期間の延長のみをする場合)においては、<u>更新前に書面を交付することなく、契約更新後の契約期間のみを当社が適当と判断した方法により説明し、契約更新後の書面交付については、当社の名称および住所並びに契約年月日のほか、更新後の新たな契約期間および供給地点特定番号のみを記載することで足りるものとします。</u></p> <p><u>当社は、電気事業法その他の法令に基づく書面交付については、原則として、お客さまが登録した連絡先に対し電子メール(SMSサービスを含みます。)を送付する方法または当社所定のウェブサイト等にて開示の上閲覧に供する方法(なお、いずれの場合もPDFファイル形式またはインターネットブラウザソフトを利用する形式とします。)等その他の情報通信技術を利用する方法にて行うものとします。</u></p> <p>第3条 定義</p> <p>(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p><u>再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法</u>(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第36条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(14) 小売電気事業者</p> <p><u>当社との取次委託契約に基づきお客さまに電気を供給するHTBエナジー株式会社(小売電気事業者登録番号A0172)をいいます。ただし、文脈により明らかな場合は、電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者の総称とします。</u></p>	<p>第3条 定義</p> <p>(12) 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下「再生可能エネルギー特別措置法」といいます。)第16条第1項に定める賦課金をいいます。</p> <p>(14) 小売電気事業者</p> <p>電気事業法第2条第1項第3号に定める事業者をいいます。</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第6条 電力小売供給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電力小売供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を小売電気事業者（<u>ここでは電気事業法第2条第1項第3号に定める小売電気事業者の総称とします。</u>）およびシノケングループ各社へ通知することがあります。</p> <p>(2) <u>お客さまは、当社が取得したお客さまの情報を小売電気事業者に提供すること、ならびに、小売電気事業者が別途公表するプライバシーポリシー（それに類する個人情報保護方針等の規定および本契約の締結日後にそれらの規定が変更されたものを含むものとします。）に規定する利用目的の範囲に限り取扱うことにあらかじめ同意するものとします。</u></p> <p>(3) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただくことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(4) 申込みにあたり、お客さまは、本約款23（電気の使用にともなうお客さまの協力）に定めるものに関する事項および、<u>二</u></p>	<p>第6条 電力小売供給契約の申込み</p> <p>(1) お客さまが新たに電力小売供給契約を希望される場合は、あらかじめ本約款を承認のうえ、当社所定の様式によって申込みをしていただきます。なお、本約款によって支払いを要することとなった料金その他の債務について、お客さまが当社の定める期日を経過してなお支払われない場合等には、お客さまの氏名、住所、支払状況等の情報を他の小売電気事業者およびシノケングループ各社へ通知することがあります。</p> <p>(2) 契約負荷設備、契約電流、契約容量および契約電力については、1年を通じての最大の負荷を基準として、お客さまから申し出ていただくことがあります。この場合、1年間を通じての最大の負荷を確認するため、必要に応じて使用開始希望日以降1年間の電気の使用計画を文書により申し出ていただきます。</p> <p>(3) 申込みにあたり、お客さまは、本約款23（電気の使用にともなうお客さまの協力）に定めるものに関する事項および託送約款で定める需要者に関する事項について遵守して頂きます。</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>一般送配電事業者が託送供給等約款に定める需要者に関する事項について遵守して頂きます。</u></p> <p>(5) <u>電圧または周波数の変動等によって損害を受けるおそれがある場合は、無停電電源装置の設置等必要な措置を講じていただきます。また、お客さまが保安等のために必要とされる電気については、その容量を明らかにいただき、保安用の発電設備の設置、蓄電池装置の設置等必要な措置を講じていただきます。</u></p> <p>第8条 契約期間 契約期間は、電力小売供給契約が成立した日(当日を含む。)を始期、料金適用開始の日以降1年目の日(当日を含む。)を終期といたします。ただし、契約期間満了に先立って<u>お客さままたは当社のいずれからも</u>電力小売供給契約の終了または変更の申し出がない場合は、電力小売供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。</p> <p>第11条 供給の開始 (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。所定の手続きには、スマートメーターへの切替工事も含まれます。この場合、当社はお客さまとの協議をすることなく、お客さまに供給を開始することのできる最短の日程にて、<u>小売電気事業者による</u>電気の供給を開始することができるものとします。</p>	<p>第8条 契約期間 契約期間は、電力小売供給契約が成立した日(当日を含む。)を始期、料金適用開始の日以降1年目の日(当日を含む。)を終期といたします。ただし、契約期間満了に先立って電力小売供給契約の終了または変更の申し出がない場合は、電力小売供給契約は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で更新されるものといたします。</p> <p>第11条 供給の開始 (1) 一般送配電事業者所定の手続きが完了しない場合には、電気の供給は開始されません。所定の手続きには、スマートメーターへの切替工事も含まれます。この場合、当社はお客さまとの協議をすることなく、お客さまに供給を開始することのできる最短の日程にてお客さまに電気の供給を開始することができるものとします。 (2) 当社は、お客さまの電力小売供給契約の申込みを承諾後、供給準備その他必要な手続きを経たのち、すみやかに電気を供給いたします。</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(2) 小売電気事業者は、当社がお客さまの電力小売供給契約の申込みを承諾した後、供給準備その他必要な手続きを経たのち、電気を供給いたします。</p> <p>(3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて、小売電気事業者からの電気の供給を開始いたします。</p> <p>第14条 料金等 料金は、基本料金、電力量料金、別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金および別表2によって算定された燃料費等調整額の合計といたします。また、契約種別は別表5(契約種別)、料金単価は別表6(料金単価)によるものとします。</p> <p>第18条 使用電力量の計量 使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から小売電気事業者を介して当社に通知(電力小売供給契約が終了した場合は、原則として終了日にお</p>	<p>(3) 天候、用地事情等やむをえない理由によって、あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給することができないことが明らかになった場合には、当社は、お客さまに対し、その理由をすみやかにお知らせし、あらためてお客さまと協議のうえ、新たに供給開始日を定めて電気を供給いたします。</p> <p>第14条 料金等 料金は、基本料金、電力量料金および別表1(再生可能エネルギー発電促進賦課金)(3)によって算定された再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計といたします。ただし、電力量料金はお客さまの需要場所を特定小売供給の供給区域とする小売電気事業者が公表する燃料費調整額を加算または減算したものといたします。なお、この加算または減算の基準および方法は、お客さまの需要場所を特定小売供給の供給区域とする小売電気事業者の基準および方法によります。また、契約種別は別表3(契約種別)、料金単価は別表4(料金単価)によるものとします。</p> <p>第18条 使用電力量の計量 使用電力量等の計量は以下のとおり行い、その結果は、各月ごとに一般送配電事業者から当社に通知(電力小売供給契約が終了した場合は、原則として終了日における一般送配電事業者からの当社への通</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>る一般送配電事業者からの通知</u>)があった後、検針日の属する月の翌月または翌々月にお知らせいたします。</p> <p>第19条 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1ヶ月」として算定いたします。</p> <p><u>(イ) 電気の供給を開始し、または電力小売供給契約が消滅した場合の料金算定期間の日数がその料金算定期間の終期に対応する検針の基準となる日の属する月の前月の日数(以下「暦日数」といいます)に対し、5日を上回り、または下回るとき。</u></p> <p>(ロ) 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>(2) (1)(イ)または(ロ)の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p><u>(イ) 基本料金は、別表8(日割計算の基本算式)(1)により日割計算をいたします。</u></p> <p><u>(ロ) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8(日割計算の基本算式)(3)により算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表8(日割計算の基本算式)(2)により日割計算をいたします。</u></p>	<p>知)があった後、検針日の属する月の翌月または翌々月にお知らせいたします。</p> <p>第19条 料金の算定</p> <p>(1) 料金は、次の場合を除き、料金の算定期間を「1ヶ月」として算定いたします。</p> <p>(イ) 電気の供給を開始、または電力小売供給契約が終了した場合</p> <p>(ロ) 契約種別、契約電流、契約容量、契約電力等を変更したことにより、料金に変更があった場合</p> <p>(2) (1)(イ)または(ロ)の場合は、次により料金を算定いたします。</p> <p>(イ) 基本料金は、別表6(日割計算の基本算式)(1)(イ)により日割計算をいたします。</p> <p>(ロ) 電力量料金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6(日割計算の基本算式)(1)(ハ)により算定いたします。ただし、従量電灯の料金適用上の電力量区分については、別表6(日割計算の基本算式)(1)(ロ)により日割計算をいたします。</p> <p>(ハ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表6(日割計算の基本算式)(1)(ニ)により算定いたします。</p> <p>(ニ) (イ)、(ロ)または(ハ)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(ハ) <u>再生可能エネルギー発電促進賦課金は、日割計算の対象となる期間ごとの使用電力量に応じて別表8(日割計算の基本算式)(4)により算定いたします。</u></p> <p>(ニ) (イ)、(ロ)または(ハ)によりがたい場合は、これに準じて算定いたします。</p> <p>第20条 料金の支払義務ならびに支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>(イ) 原則として、検針日といたします。</p> <p>(ロ) <u>検針日に、一般送配電事業者からお客様の接続供給電力量の値を小売電気事業者または当社が受領できなかった場合は、当社が受領した日といたします。</u></p> <p>第22条 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社、<u>小売電気事業者</u>および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 供給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査</p> <p>(2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p>	<p>第20条 料金の支払義務ならびに支払期日</p> <p>(1) お客様の料金の支払義務は、次の日に発生いたします。</p> <p>(イ) 原則として、検針日といたします。</p> <p>(ロ) 検針日に、一般送配電事業者からお客様の接続供給電力量の値を当社が受領できなかった場合は、当社が受領した日といたします。</p> <p>第22条 需要場所への立入りによる業務の実施</p> <p>当社および一般送配電事業者は、次の業務を実施するため、お客様の承諾をえてお客様の土地または建物に立ち入らせていただくことがあります。この場合には、正当な理由がない限り、立ち入ることおよび業務を実施することを承諾していただきます。なお、お客様のお求めに応じ、係員は、所定の証明書を提示いたします。</p> <p>(1) 供給地点の計量器等需要場所内の電気工作物の設計、施工、改修または検査</p> <p>(2) 不正な電気の使用を防止するために必要なお客様の電気機器の試験、契約主開閉器もしくはその他電気工作物の確認もしくは検査または電気の使用用途の確認</p> <p>(3) 計量値の確認</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(3) 計量値の確認 (4) 本約款24(供給の停止)、32(電力小売供給契約の終了)(2) または34(解約等)により必要な処置</p> <p>その他本約款によって、電力小売供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社、小売電気事業者および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p> <p>第24条 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を小売電気事業者および一般送配電業者に依頼することがあります。</p> <p>(イ) お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>(ロ) お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社、小売電気事業者および一般送配電業者に重大な損害を与えた場合</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を小売電気事業者および一般送配電業者に依頼することがあります。</p> <p>(イ) お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合</p> <p>(ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合</p>	<p>(4) 本約款24(供給の停止)、32(電力小売供給契約の終了)(2)または34(解約等)により必要な処置</p> <p>その他本約款によって、電力小売供給契約の成立、変更もしくは終了等に必要な業務または当社、および一般送配電事業者の電気工作物にかかわる保安の確認に必要な業務</p> <p>第24条 供給の停止</p> <p>(1) お客さまが次のいずれかに該当する場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電業者に依頼することがあります。</p> <p>(イ) お客さまの責に帰すべき事由により生じた保安上の危険のため緊急を要する場合</p> <p>(ロ) お客さまの需要場所内の計量器もしくは電気工作物を故意に損傷し、または紛失して、当社一般送配電業者に重大な損害を与えた場合</p> <p>(2) お客さまが次のいずれかに該当し、当社がその旨を警告しても改めない場合には、当社は、そのお客さまに係る電気の供給の停止を一般送配電業者に依頼することがあります。</p> <p>(イ) お客さまの責に帰すべき事由により保安上の危険がある場合</p> <p>(ロ) 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用した場合</p> <p>(ハ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(ハ) 低圧電力の場合で、電灯または小型機器を使用された場合</p> <p>第25条 供給停止の解除 本約款24(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を小売電気事業者および一般送配電事業者に依頼いたします。</p> <p>第27条 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社または小売電気事業者は、次の場合には、供給期間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>第28条 損害賠償の免責 (1) あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合、当社および小売電気事業者は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。 (2) 本約款27(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社または小売電気事業者の責に帰すことのできない理由によるものときには、当社および小売電気事業者は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。</p>	<p>第25条 供給停止の解除 本約款24(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合で、お客さまがその理由となった事実を解消したときは、当社は、すみやかに電気の供給の再開を一般送配電事業者に依頼いたします。</p> <p>第27条 供給の中止または使用の制限もしくは中止 (1) 当社、次の場合には、供給期間中に電気の供給を中止し、またはお客さまに電気の使用を制限し、もしくは中止していただくことがあります。</p> <p>第28条 損害賠償の免責 (1) あらかじめ定めた供給開始日に電気を供給できない場合、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。 (2) 本約款27(供給の中止または使用の制限もしくは中止)(1)によって電気の供給を中止し、または電気の使用を制限し、もしくは中止した場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客さまの受けた損害について賠償の責任を負いません。 (3) 本約款24(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合、または本約款34(解約等)によって電力小売供給契約を解約した場合</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(3) 本約款24(供給の停止)によって電気の供給を停止した場合、または本約款34(解約等)によって電力小売供給契約を解約した場合もしくは電力小売供給契約が終了した場合には、当社および小売電気事業者は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>(4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社または小売電気事業者の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社および小売電気事業者は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客様または当社もしくは小売電気事業者が損害を受けた場合、当社もしくは小売電気事業者またはお客様はその損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>(6) 当社および小売電気事業者は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客様の損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>第29条 設備の賠償 お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社、小売電気事業者または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>第33条 需給開始後の電力小売供給契約の終了または変更にとまなう料金および工事費の精算</p>	<p>もしくは電力小売供給契約が終了した場合には、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>(4) 漏電その他の事故が生じた場合で、それが当社の責に帰すことのできない理由によるものであるときには、当社は、お客様の受けた損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>(5) 天候、天災、伝染病、戦争、暴動、労働争議等不可抗力によってお客様または当社が損害を受けた場合、当社またはお客様はその損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>(6) 当社は、一般送配電事業者の責に帰すべき事由により被ったお客様の損害について賠償の責任を負いません。</p> <p>第29条 設備の賠償 お客様が故意または過失によって、その需要場所内の当社または一般送配電事業者の電気工作物、電気機器その他の設備を損傷し、または紛失した場合は、その設備について次の金額を賠償していただきます。</p> <p>第33条 需給開始後の電力小売供給契約の終了または変更にとまなう料金および工事費の精算</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>(1) お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電力小売供給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合、または契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、電力小売供給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合において、当社または小売電気事業者が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更または電力小売供給契約を終了する場合に、当社または小売電気事業者が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</p> <p>第34条 解約等</p> <p>(イ) 本約款22(需要場所への立入りによる業務の実施)に際して、当社、小売電気事業者および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合</p>	<p>(1) お客さまが契約電力、契約電流、契約容量を新たに設定された後に、電力小売供給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合、または契約電力、契約電流、契約容量を増加された後に、電力小売供給契約を終了する場合もしくはお客さまが契約電力、契約電流、契約容量を減少しようとされる場合において、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から料金の精算を求められる場合は、その精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</p> <p>(2) お客さまが電気の使用を開始され、その後、契約電力、契約電流、契約容量の変更または電力小売供給契約を終了する場合に、当社が託送供給等約款に基づき一般送配電事業者から工事費の精算を求められる場合は、当社はその精算金をお客さまに支払っていただきます。ただし、非常変災等やむをえない理由による場合はこの限りではありません。</p> <p>第34条 解約等</p> <p>(イ) 本約款22(需要場所への立入りによる業務の実施)に際して、当社および一般送配電事業者の係員の立入りによる業務の実施を正当な理由なく拒否した場合</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>第39条 供給設備の工事費負担金 お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社または小売電気事業者が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金を支払っていただきます。</p> <p>第40条 需給開始に至らないで電力小売供給契約を終了または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで電力小売供給契約を終了または変更される場合は、当社または小売電気事業者が一般送配電事業者から請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。</p> <p>第42条 保安等に対するお客さまの協力 (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社、小売電気事業者および一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。 (イ) お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社、小売電気事業者および一般送配電事業者の電気工作</p>	<p>第39条 供給設備の工事費負担金 お客さまが新たに電気を使用し、または契約電力を増加される場合で、これにともない新たに施設される配電設備もしくは特別供給設備、またはお客さまの希望によって供給設備を変更する場合において、当社が託送供給等約款に基づいて一般送配電事業者より工事費の負担を求められる場合は、お客さまにその負担金を支払っていただきます。</p> <p>第40条 需給開始に至らないで電力小売供給契約を終了または変更される場合の費用の申受け 供給設備の一部または全部を施設した後、お客さまの都合によって供給開始に至らないで電力小売供給契約を終了または変更される場合は、当社が一般送配電事業者から請求された費用をお客さまに支払っていただきます。なお、この場合には、実際に供給設備の工事を行わなかったときであっても、測量監督等に費用を要したときは、その実費を支払っていただきます。</p> <p>第42条 保安等に対するお客さまの協力 (1) 次の場合には、お客さまからすみやかにその旨を当社および一般送配電事業者へ通知していただきます。この場合には、当社および一般送配電事業者は、ただちに適切な処置をいたします。 (イ) お客さまが、引込線、計量器等その需要場所内の当社および一般送配電事業者の電気工作物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずる恐れがあると認めた場合 (ロ) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があ</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>物に異状もしくは故障があり、またはそれらが生ずる恐れがあると認めた場合</p> <p>(ロ) お客さまが、お客さまの電気工作物に異状もしくは故障があり、または異状もしくは故障が生ずる恐れがあり、それが当社、小売電気事業者および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。</p> <p>第46条 本約款の実施期日</p> <p>(1) 本約款は平成29年5月1日付にて制定した約款を改定したものであり、令和5年5月31日付にて実施するものとします。</p> <p>(2) 令和5年5月30日までの期間において使用される電気については、令和5年5月31日付実施版の「シノケンでんき電力供給約款」の定めに従うものとします。</p>	<p>り、または異状もしくは故障が生ずる恐れがあり、それが当社および一般送配電事業者の供給設備に影響を及ぼす恐れがあると認めた場合</p> <p>(2) お客さまが一般送配電事業者の供給設備に直接影響を及ぼすような物件(発電設備を含みます。)の設置、変更または修繕工事をされる場合は、あらかじめその内容を当社に通知していただきます。また、物件の設置、変更または修繕工事をされた後、その物件が当社の供給設備に直接影響を及ぼすこととなった場合には、すみやかにその内容を当社に通知していただきます。これらの場合において、保安上とくに必要があるときには、当社は、お客さまにその内容の変更をしていただくことがあります。</p> <p>第46条 本約款の実施期日</p> <p>本約款は平成29年5月1日より施行するものとします。</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>別表</p> <p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第36条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法第三十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)およびインバランスリスク単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の5月の検針日から翌年の5月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1カ月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出てくださいましたときの再</p>	<p>別表</p> <p>1. 再生可能エネルギー発電促進賦課金</p> <p>(1) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、再生可能エネルギー特別措置法第16条第2項に定める納付金単価に相当する金額とし、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第十二条第二項の規定に基づき納付金単価を定める告示(以下「納付金単価を定める告示」といいます。)および回避可能費用単価等を定める告示により定めます。</p> <p>(2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金単価の適用 (1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価は、当該再生可能エネルギー発電促進賦課金単価に係る納付金単価を定める告示がなされた年の4月の検針日から翌年の4月の検針日前日までの期間に使用される電気に適用いたします。</p> <p>(3) 再生可能エネルギー発電促進賦課金の算定 (イ) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、その1カ月の使用電力量に(1)に定める再生可能エネルギー発電促進賦課金単価を適用して算定いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。 (ロ) お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第1項の規定により認定を受けた場合で、お客さまから当社にその旨を申し出てくださいましたときの再生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりといたします。お客さまからの申出の直後の4月の検針日から翌年の4月の検針日(お客さ</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p>生可能エネルギー発電促進賦課金は、次のとおりいたします。お客さまからの申出の直後の5月の検針日から翌年の5月の検針日(お客さまの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第37条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(イ)にかかわらず、(イ)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第1号によって算定された金額に再生可能エネルギー特別措置法第37条第3項第2号に規定する政令で定める割合として再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものいたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>2. 燃料費等調整額 3. 燃料費調整 4 電源調達調整費 (別紙にてご説明いたします)</p>	<p>まの事業所が再生可能エネルギー特別措置法第17条第5項または第6項の規定により認定を取り消された場合は、その直後の検針日といたします。)の前日までの期間に当該事業所で使用される電気に係る再生可能エネルギー発電促進賦課金は、(イ)にかかわらず、(イ)によって再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額から、当該金額に再生可能エネルギー特別措置法第 17条第3項に規定する政令で定める割合として電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行令に定める割合を乗じて得た金額(以下「減免額」といいます。)を差し引いたものいたします。なお、減免額の単位は、1円とし、その端数は、切り捨てます。</p> <p>2. 燃料費調整 燃料調整費の算定は、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条に定めるみなし小売電気事業者(電気供給標準契約に定める需要場所を供給区域とするもの。当該みなし小売電気事業者が同附則第16条第1項に基づく供給義務を負わなくなったときは、当該みなし小売電気事業者であった者または当該供給区域において最大のシェアを有する小売電気事業者)の小売供給約款のう</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄																												
<p>5. 契約種別 (1) 契約種別は次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="183 651 898 949"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th>エリア</th> <th>契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">電灯需要</td> <td>東北</td> <td>従量電灯B</td> </tr> <tr> <td>東京</td> <td>従量電灯B</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>従量電灯B</td> </tr> <tr> <td>関西</td> <td>従量電灯A</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>従量電灯B</td> </tr> </tbody> </table> <p>6. 料金単価 <u>(別紙をご確認ください。)</u></p> <p>7. 日割計算の基本算式 <u>日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。</u> <u>(1) 基本料金を日割りする場合</u> <u>19(料金の算定)(2)(イ)の場合</u></p>	需要区分	エリア	契約種別	電灯需要	東北	従量電灯B	東京	従量電灯B	中部	従量電灯B	関西	従量電灯A	九州	従量電灯B	<p>ち、契約者に適用されるものとして当社が指定するものに定める燃料費調整の算定方法に従うものとします。本約款施工時の燃料費調整の算定方法は各一般電力会社に準ずるものいたします。また、当社が指定する当該みなし小売電気事業者等の小売供給約款に変更がある場合には、当該変更後の算定方法に従うものとします。</p> <p>3. 契約種別 契約種別は次のとおりといたします。</p> <table border="1" data-bbox="1068 651 1924 949"> <thead> <tr> <th>需要区分</th> <th>エリア</th> <th>契約種別</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="5">電灯需要</td> <td>東北</td> <td>従量電灯B</td> </tr> <tr> <td>東京</td> <td>従量電灯B</td> </tr> <tr> <td>中部</td> <td>従量電灯B</td> </tr> <tr> <td>関西</td> <td>従量電灯A</td> </tr> <tr> <td>九州</td> <td>従量電灯B</td> </tr> </tbody> </table> <p>4. 料金単価 <u>(別紙をご確認ください。)</u></p> <p>6. 日割計算の基本算式 (1) 日割計算の基本算式は、次のとおりといたします。 (イ) 基本料金を日割りする場合</p> <p style="text-align: center;">1カ月の該当料金 × (日割計算対象日数/検針期間の日数)</p>	需要区分	エリア	契約種別	電灯需要	東北	従量電灯B	東京	従量電灯B	中部	従量電灯B	関西	従量電灯A	九州	従量電灯B	
需要区分	エリア	契約種別																												
電灯需要	東北	従量電灯B																												
	東京	従量電灯B																												
	中部	従量電灯B																												
	関西	従量電灯A																												
	九州	従量電灯B																												
需要区分	エリア	契約種別																												
電灯需要	東北	従量電灯B																												
	東京	従量電灯B																												
	中部	従量電灯B																												
	関西	従量電灯A																												
	九州	従量電灯B																												

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>1月の該当料金 × (日割計算対象日数/暦日数)</u></p> <p><u>19(料金の算定)(2)(ロ)の場合</u></p> <p><u>1月の該当料金 × (日割計算対象日数/検針期間の日数)</u></p> <p><u>(2) 料金適用上の電力量区分を日割りする場合</u></p> <p><u>第1段階料金適用電力量 = 120 キロワット時</u></p> <p><u>× (日割計算対象日数/暦日数)</u></p> <p><u>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</u></p> <p><u>第2段階料金適用電力量 = 180 キロワット時</u></p> <p><u>× (日割計算対象日数/暦日数)</u></p> <p><u>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</u></p> <p><u>第1段階料金適用電力量および第2段階料金適用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は、小数第1位以下を四捨五入いたします。</u></p> <p><u>(3) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合は、料金種</u></p>	<p>(ロ) 従量電灯の料金適用上の電力量区分を日割りする場合</p> <p>(1) 関西エリア 従量電灯A</p> <p>最低料金適用電力量 = 15キロワット時 × (日割計算対象日数/検針期間の日数)</p> <p>なお、最低料金適用電力量とは、(イ)により算定された最低料金または最低料金に適用される再生可能エネルギー発電促進賦課金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第1段階料金適用電力量 = 105キロワット時 × (日割計算対象日数/検針期間の日数)</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、15キロワット時をこえ120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × (日割計算対象日数/検針期間の日数)</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120 キロワット時をこえ 300 キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(2) その他の料金種別</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
<p><u>別ごとに算定期間の使用電力量により算定いたします。</u></p> <p>(4) <u>日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を算定する場合は、料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</u></p>	<p>第1段階料金適用電力量 = 120 キロワット時 × (日割計算対象日数/検針期間の日数)</p> <p>なお、第1段階料金適用電力量とは、最初の120キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>第2段階料金適用電力量 = 180 キロワット時 × (日割計算対象日数/検針期間の日数)</p> <p>なお、第2段階料金適用電力量とは、120キロワット時をこえ300キロワット時までの1キロワット時当たりの電力量料金が適用される電力量をいいます。</p> <p>(ハ) 日割計算に応じて電力量料金を算定する場合</p> <p>(1) 本約款19(料金の算定)(1)(イ)の場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(2) 本約款19(料金の算定)(1)(ロ)の場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>(ニ) 日割計算に応じて再生可能エネルギー発電促進賦課金を</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
	<p>算定する場合</p> <p>(1) 本約款19(料金の算定)(1)(イ)の場合 料金の算定期間の使用電力量により算定いたします。</p> <p>(2) 本約款19(料金の算定)(1)(ロ)の場合 料金の算定期間の使用電力量を、料金に変更のあった日の前後の期間の日数にそれぞれの契約電流、契約容量または契約電力を乗じた値の比率により区分して算定いたします。ただし、計量値を確認する場合は、その値によります。</p> <p>(2) 電気の供給を開始し、または電力小売供給契約が終了した場合の(1)(イ)および(ロ)にいう検針期間の日数は、次のとおりといたします。</p> <p>(イ) 電気の供給を開始した場合 開始日の直前のそのお客さまの属する検針区域の検針日から、供給開始の直後の検針日の前日までの日数といたします。</p> <p>(ロ) 電力小売供給契約が終了した場合 終了日の直前の検針日から、当社が次回の検針日としてお客さまにあらかじめお知らせした日の前日までの日数といたします。</p>	

シノケンでんき電力供給約款 新旧対照表

新	旧	備考欄
---	---	-----